



乳幼児等医療費助成対象者が拡大されました

平成19年4月1日から乳幼児等医療費助成制度が拡大され、医療費助成対象者が小学3年生(9歳到達後最初の3月31日)までに拡大されました。

【制度の概要】

乳幼児等医療費助成制度は、県と市が医療費の助成を行う制度です。

外来はひとつの医療機関や薬局での負担は月2回まで(3回目からは無料)。入院は1割負担(上限額あり)です。連続して3ヵ月入院した場合は、4ヵ月目以降の負担はありません。(金額は下記の表のとおりです。)

負担区分	一部負担金	
	外来	入院
一般	1日700円限度 (月2回まで)	1割負担 (2,800円まで)
低所得世帯の方	1日500円限度 (月2回まで)	1割負担 (2,000円まで)

低所得世帯 乳幼児等の世帯(父・母又は扶養義務者)が市町村民税非課税で、所得判定対象者の前年度所得が0円の世帯に属する方

問い合わせ 市民生活部市民課(滝野庁舎) ☎ 48-3004

【平成19年度小学2～3年生の保護者の皆様へ】

・医療費の助成を受けるためには、申請書の提出が必要です。

・対象者には、該当書類を郵送していますので、必ず各庁舎窓口センターまで提出してください。

【平成19年7月1日から実施の市単独制度について】

加東市では、平成19年7月1日から6歳(6歳到達後最初の3月31日)までの乳幼児等の自己負担分を全額助成します。

詳細につきましては、広報かとう6月号に掲載予定です。

～国民年金の保険料が変わります～

平成19年4月から、月々の国民年金保険料が14,100円(前年度より240円増)になります。

学生のみなさんへ

学生であっても20歳になれば、国民年金に加入しなければなりません。

学生の場合、本人の所得が一定額以下のとき、在学期間中の保険料を後払いにできる学生納付特例制度があります。学生納付特例の承認を受けると、その期間中の障害や死亡といった不慮の事態には、障害基礎年金または遺族基礎年金が満額保障されます。

納付特例の対象となる期間は4月から翌年3月までとなりますので、毎年、申請が必要です。この制度を利用される方は、学生証または在学証明書などの写しと印鑑をお持ちの上、各庁舎窓口センターで申請手続きをしてください。

問い合わせ 市民生活部市民課(滝野庁舎) ☎ 48-3004

3月1日
現在

火災 12件
救急 186件

加東消防からのお知らせ

消防
動き

加東市消防出初式 4/1(日)10:00～

災害は、突然訪れます!! ～地震に対する日常の備え6項目～

家族で防災会議を...

- ・避難場所・避難経路はどこか
- ・家族間の連絡方法と最終的に集合する場所はどこにするか

昼の場合、夜の場合の家族みんなの分担をはっきり決めておきましょう。

住宅の耐震化、家具の転倒・落下防止を...

家族の安否の確認を...

- ・電話会社の「災害伝言ダイヤル」「災害伝言板」等の活用を家族で決めておきましょう。

消火器などの備えは...

- ・いざという時のために、消火器を備えておきましょう。

火災を防ぐ...

- ・ストーブは、「耐震自動消火装置付」「転倒時ガス遮断装置付」のものを使用しましょう。



非常持出品の準備を忘れずに!

貴重品

- ・現金、預金通帳、印鑑、免許証、健康保険証など

非常食・水

- ・乳幼児、お年寄り、病人用に、離乳食、粉ミルク、レトルトのおかゆなども忘れずに

携帯ラジオ・懐中電灯

- ・予備電池は、多めに用意

応急医薬品

- ・持病のある人は、常備薬を忘れないこと

その他生活用品

- 下着・上着・靴下などの衣類、生理用品、紙おむつなど